

平成29年3月31日までに売電を開始していないお客様のみ、書類の提出が必要です。

売電先が東京電力のお客様は「電力受給契約申込書」または「電力受給契約のご案内」のコピーをご用意ください。

※書類がない場合は東京電力にお問い合わせください。

25.08.XX

下記の申込み内容を確認してください。
なお、「電気事業法」による再生可能エネルギー発電の取扱いに関する特例措置は適用されず、4条、5条に規定することが前提となる申込みはできません。
※電気事業者・電力会社の関係者についてはお申込みの承認を必要とする場合があります。

東京電力株式会社

受 No.

付 平成 年 月 日

受付番号

電力受給契約申込書（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約書」を承諾のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能発電設備」という。）等を東京電力株式会社の電力供給設備に連系し、東京電力株式会社に再生可能発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

また、太陽光（出力10kW以上）※、風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再生可能発電設備の申込みにおいては、申込みを撤回した場合は、当該申込みの内容の取消に要した費用を支払うことに同意いたします。

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を申込みが申込み対象外（出力10kW未満）を含みます。

【申込書】（※特記はご本人さまご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

住 所	都・県	市・区・町
ふりがな		
お客様名	印（通称可）	
※設置場所における電気供給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名義・役職名・代表者名）をご記入ください。		
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約書」に基づく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（申込先1階の指印を除く。）を行うことを下記の者に委任いたします。		
住 所	都・県	市・区・町
委 任 先	（通称可）	
	（会社名・氏名）	

【発電設備等】 お客さまの住所と設置場所が同一の場合は□にレをご記入ください。

設置場所	都・県	市・区・町					
設備ID	C	認定日 平成 年 月 日					
		受給開始希望日 平成 年 月 日					
※お申込みの際は「認定通知書（※）」を添付のうえ、「認定通知書」の内容と同一になるようご記入ください。 なお、設備IDを管理できない場合は、「再生可能エネルギーの認定情報取扱い」における変更申請は必要ありません。							
再生可能エネルギー発電設備の概要	種類（要選択）	太陽光		風力・水力・地熱・バイオマス		複数種の再生可能発電設備を設置する場合のみご記入ください。 逆潮流を防止する装置の設置と、設置するに設置しない 設置する場合は逆潮流を防止する設備を選択してください。 【太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス】	
	インバータ台数	1台目	2台目	3台目	1台目		2台目
	1. 発電設備	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	2. インバータ	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
	1と2の小さい方	(W)	(W)	(W)	(W)		(W)
発電出力（※の欄毎の合計とし、0.1kW単位で数値を切り捨て）	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)		
その他自家発電設備を設置する場合 種類 燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ） 出力 (kW)							

平成24年6月6日

様

東京電力株式会社
相模原支社

電力受給契約のご案内

毎度お引立てに預かり厚くお礼申しあげます。
このたびは電力受給契約に関するお申込みをいただきありがとうございます。
つきましては、平成24年5月25日 〇〇〇〇にて、お申込みいただきました内容について、協議をさせていただきます結果を下記のとおりご案内申しあげます。

記

設置場所	神奈川県座間市 〇〇〇〇				
発電所名	C1S南栗原内山 太陽電池発電所				
受給開始予定日	平成24年6月13日	標準電圧	100/200 3φ分	検針日	8日
受給電力量料金率	受給電力量1キロワット時につき 42円00銭				
受給最大電力	3 キロワット	契約発電設備	太陽電池	3,240 7つ	
			インバータ	4,000 7つ	
その他 発電設備等	燃料電池	7つ	逆潮流発生時における 契約発電設備との 同時発電の有無	無	
	ガスエンジン	7つ			
	蓄電池	7つ			
	その他（ ）	7つ			
そ の 他					
<p>1. 料金適用期間は、料金適用開始の日から、料金適用開始の日以降最初の検針日が属する月の翌月から起算して120月目の月における検針日の前日までとします。（ただし、料金適用期間満了前に電力受給契約が解約等された場合は除きます。）</p> <p>2. 発電設備等の全部もしくは一部を変更する場合、その他、当社との電気需給契約の契約種別の変更等により、受給電力量料金率が変更となる場合があります。この場合は、すみやかに電力受給契約を変更</p>					

※売電先がその他電力会社お客様はご契約の電力会社にお問い合わせの上で、書類のコピーをご用意ください。